

相生 あいおい

京大職組

宇治支部
連合機関誌
(二〇一七年度)
号外第六号

2018.3.8 発行

1月26日に京大職組宇治地区各支部から宇治地区事務部長に要望しました「時間雇用教職員に係る「例外措置」制度の適用及び「通算雇用上限5年満了者」全員への適用の申入れについて」の回答の要求。この件で宇治地区組合は2月28日に宇治地区事務部総務課長と懇談を持ちました。

【回答要求 1】

1 「例外措置」適用についての京都大学の方針は活用・推進する、とされています。(2017(平成29)年11月9日の団体交渉における理事回答)

宇治地区の各部局、事務部においては、「例外措置」制度の「再開」や「適用」に向けて具体的検討を行っているのかどうか明らかにされたい。

総務課長回答：部局の判断で適用、必要に応じて判断されている。

2 「部局等が、無期転換を避ける目的で「例外措置」を適用せずに一律に「通算雇用5年上限」で「雇止め」をすることは、労働契約法の趣旨に反し、望ましくない。」ので、3月の部局長会議、総務系課長連絡会でも周知されたが、再度周知していただいたのか。

総務課長回答：本部の再通知がない限り、再度周知する必要性があるとは思わない。

3 (宇治地区の各部局・事務部は)一律に「雇い止め」をしていた部局等として人事課から「是正」を受けたのかどうか。

総務課長回答：総務部長からは是正を受けている。

4 「例外措置」適用制度に係る、「雇用にかかる経費及び長期雇用化することに伴って生じる経費」について、定年までの雇用財源確保の「一切の責任を負うこと」を求められているのかどうか。

具体的には、人事課から新たに口頭での要請として「例外措置として雇用する非常勤職員の報告書」中、「今後の雇用計画期間及び雇用経費」欄(特記事項欄を含めて)に長期雇用化することに伴って生じる経費等の記述として、定年までの雇用財源確保について記述するよう求められているのかどうか。

(人事課に対してはこれまで「例外措置」適用に係る運用等の通知文書は当初の通知以外は出されていない、との回答を得てきました。)

総務課長回答：「例外措置」適用制度後、年度ごとに雇用財源を確保することで、定年まで確保とは求められていないし、記述されたものはない。

【回答要求 2】

宇治地区における各研究所、宇治地区事務部の事務補佐員の2018.3.31の5年期限満了者の人数を各所等毎にお知らせください。併せてこれら事務補佐員について、来年度の雇用状況をお知らせください。つまり、これら事務補佐員についての後任補充についてご回答(有無)願います。

総務課長回答：人事のデータであるので提供いたしかねる。
公開した公募情報で判断していただきたい。

終了後 【2018.2.28 事務懇談後、下記申入れ書(詳細は裏面)を手渡した。】

「例外措置」制度に基づく後任者の公募への「雇用期限5年満了者」の応募を認めるよう求める申入れ書

(紙面は裏面に続く)

組合に加入して6年目以降の雇用継続を実現しよう!

(組合 HP <https://www.kyodai-union.gr.jp/>) (職員組合 内線 16-7615)

2018年2月28日

宇治地区事務部長
京都大学化学研究所長
京都大学エネルギー理工学研究所長
京都大学生存圏研究所長
京都大学防災研究所長

森 勝二 殿
時任宣博 殿
岸本泰明 殿
渡邊隆司 殿
中川 一 殿

京都大学職員組合
化学研究所支部代表
防災研究所支部委員長
エネルギー理工学研究所支部

「例外措置」制度に基づく後任者の公募への「雇用期限5年満了者」
の応募を認めるよう求める申入れ書

日頃は本学の教育・研究・医療の発展のためにご尽力されておられますことに敬意を表します。

2月8日に総務部長からの「是正指導」についての内容及びその対応についての口頭説明を総務課長から受けましたが、文書の公表が行われなかったことには不満を表明いたします。

現在宇治地区事務部が行っている2件の公募中の業務について、『「雇用期限5年満了者」の応募は出来ない。』旨の説明がありましたので対応した支部役員が抗議したところです。

当初の「例外措置」制度の通知『「非常勤職員の雇用手続き等について（通知）」2010(H22)年1月28日付け総人企第25号、人事担当理事名による各部局長宛』によっても、

①通算雇用期間5年満了者が従事している業務であって、部局運営や教育・研究活動の円滑な遂行に資するため、部局が特に必要と判断した場合、当該業務に従事する非常勤職員の募集を公募により行う。（別添2の「例外措置が可能となる非常勤職員について」の説明においても、候補者の募集は必ず「公募」により行うこと、とされています。）

②通算雇用期間5年満了時において当該業務に従事する非常勤職員（以下「当該業務非常勤職員」という。）もこの公募に応募できるものとする。

③また、「2. 選考の結果、当該業務非常勤職員が公募の職務に対して能力、適性が最も優れていると認められた場合は、同一の当該業務の新規非常勤職員としての採用を可能とする。」とされ、京都大学HP等で募集されている公募に誰でも応募できることと、当該雇用部局が採用候補者として最適者を選ぶ判断をすることとは明確に区別されています。

上記の通知の趣旨は、当該業務非常勤職員を含む2018年3月末付け「雇用期限5年満了者」はあくまでも公募に応募できる権利を有していて、その人を採用するかどうかは公募した部局等の裁量行為とされているものです。

そのため、宇治地区において、応募を阻む根拠となる部内規程等あれば示して頂くようお願いいたします。

記

- (1) 「雇用期限5年満了者」はあくまでも公募に応募できる権利を有しており、応募者の中からその当該業務非常勤職員等を採用するかどうかは、公募した宇治地区事務部の裁量行為であることを認めること。
- (2) その上で、宇治地区事務部が募集中の業務について、当該業務非常勤職員及び他部局等の2018年3月31日付け「雇用期限5年満了者」の応募を認めること。

以上

【以下も要求しました。】

1. 例外措置制度を積極的に活用して無期転換を図ること。
 2. 京都大学法人は、2月22日に、総務部人事課HPで重要な制度改正等→無期転換として掲載されていた、「例外措置の厳格化」「クーリング期間(原則6箇月以内)」等のファイルを削除しました。
- 上記の運用方針に変更されたことを構成員に周知すること。